

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 国別制限状況(主要国)

下記の情報は2020年7月27日時点のものです。情報は流動的なため、最新情報は外務省情報等でご確認をお願いします(更新箇所は赤字で記載)

国/地域	対応	詳細
日本から出国 (感染症危険情報)		<p>●レベル3(渡航中止勧告)の地域: アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイスランド、サンマリノ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、イラン、インドネシア、韓国全土、シンガポール、タイ、台湾、中国全土、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、米国、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、チリ、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、モーリタニア、モロッコ、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ、ジョージア、アルジェリア、イラク、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア、レバノン、ネパール、スリナム、パラグアイ、ベネズエラ、ウズベキスタン、パレスチナ、ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア</p> <p>●レベル2の地域(不要不急の渡航は止めてください)の地域: レベル3の地域を除く、全世界に対して一律に発出。</p>
日本	日本への入国 入国拒否対象国	<p>入国拒否: 上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人 ◆インド、インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国(香港およびマカオを含む)、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、米国、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、コロンビア、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、エジプト、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、南アフリカ、モーリタニア、モロッコ (7/1~)ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ、ジョージア、イラク、レバノン、アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア ◆中華人民共和国湖北省又は浙江省において発行された中国旅券を所持する外国人 ◆香港発船ウエステルダムに乗船していた外国人。</p> <p>検査の強化: 過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域(★1)」に滞在歴のある方、「検査強化対象地域(★2)」に滞在歴のある方には入国の前後で以下の対応をお願いします。 <input type="checkbox"/>健康状態に異常のない方も含め、検査所長の指定する場所(自宅など)で入国の次の日から起算して14日間待機し、空港からの移動も含め公共交通機関を使用しないこと。 <input type="checkbox"/>このため入国前にご自身で入国後に待機する滞在先と、空港からその滞在先まで移動する手段(公共交通機関以外)を確保すること。 <input type="checkbox"/>入国の際に、検査官によって、入国後に待機する滞在先と、空港から移動する手段について検査所に登録いただくこと。</p> <p>加えて、過去14日以内に、検査強化対象地域(★1)に滞在歴のある方については、全員にPCR検査が実施され、検査結果がでるまで自宅等(※)など、空港内のスペース又は検査所が指定した施設などで待機いただくことになります。(※自宅等: 自宅等で検査結果を待つ場合、症状が無いこと、公共交通機関を使用せずに移動できることが条件になります。</p> <p>(★1)対象地域:(東アジア)韓国、台湾、中国(香港及びマカオを含む。)(東南アジア)インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ(大洋州)オーストラリア、ニュージーランド (北米)カナダ、米国 (中南米)アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、パナマ、バハマ、バルバドス、ホンジュラス、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ(欧州)アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア(中東)イスラエル、イラン、エジプト、トルコ、バーレーン (アフリカ)コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、モーリタニア、モロッコ (★2)対象地域: ※1以外の全部の地域</p>
	入国制限対象国	

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 国別制限状況(主要国)

下記の情報は2020年7月27日時点のものです。情報は流動的なため、最新情報は外務省情報等でご確認をお願いします(更新箇所は赤字で記載)

国/地域	対応	対象者	制限対応	査証条件
米国	入国制限	本土:3/21から入国後14日間の自宅待機の上、健康情報を観察し、周囲のものと距離を置くことが求められる。 ハワイ:3/26から州外からの渡航者に対し、14日間の自己検察を義務付け、違反者には5千ドル以下の反則金又は1年以下の禁固のいずれかもしくは両方が科される。 9/1から州外からの渡航者は入国前の72時間以内にCOVID-19の検査を行い、陰性であることの証明を提示すれば14日間の自己隔離が免除されます。 グアム:空路及び海路で入国する全ての者に対し、グアム政府指定の施設において14日間の強制隔離が行われる。この措置は新型コロナに感染していないことを証明する文書(入国日から遡って72時間以内に発行されたもの)を所持していない場合に適用される。		
カナダ	入国禁止	カナダ国民以外の入国を禁止する。(空路・海路につき7/31まで)		
オーストラリア	入国禁止	3/20 21時以降、豪州国民、豪州在住者、その家族を除き、入国を禁止する(ただし、事前に乗継便の予約を行い空港を出ることのない8時間以内のトランジットは可能)		
中国	入国禁止	中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。 渡航に際して査証の取得が必要。(経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り、現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きで査証発給を再開)		
韓国	入国禁止	日本国民に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止。		
香港	入国禁止	1月27日から、過去14日以内に湖北省に滞在歴のある非香港居住者の入国を禁止する。3月25日午前0時から追って通知があるまでの期間、海外から航空機で香港国際空港に到着した全ての非香港居住者、中国本土、マカオから入境する非香港居住者で、過去14日以内に左記以外の海外滞在歴のある者の入国を禁止する。香港国際空港は6/1以降、香港への入国を伴わないトランジットに限り再開する。		
台湾	入国禁止	3月19日から、外国人は、居留証、外交、公務の証明、あるいはビジネス上の契約履行等の証明がない限り、一律入国を禁止する。3月24日から当面の間、航空機のトランジットを禁止されていたが、6月25日から桃園空港でのトランジットを条件付きで再開した。具体的には、一部の乗り継ぎ便を除き、特定の航空会社(現時点ではチャイナエアライン、エバー航空、キャセイパシフィック航空)が運航する便を利用し、かつ空港滞在時間が8時間以内の場合に限り、乗り継ぎが認められる。 ビジネス目的、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流又は求職目的であれば、台湾の在外事務所に必要書類を提出し、審査を経て特別入境許可を取得すれば、入国が可能となる。なお、人道的理由や船員・乗組員として入境する場合を除き、出発前3営業日以内にPCR検査を行って陰性証明を取得するとともに、入境後14日間は自宅待機が求められる。		
シンガポール	入国禁止	3/23 23:59から短期滞在者(長期査証を有しないもの)の入国及びトランジットを禁止する。 ただし、6月2日以降、航空会社が事前に民間航空庁の許可を得ることを条件にトランジットを許可する(現時点では、豪州、ニュージーランドの一部の都市、日本(成田、関西)中国の一部の都市、香港、韓国発シンガポール航空グループ運航便の搭乗者のみトランジットが可能。労働査証保持者は、保険や運輸などの公共サービスに関連する労働者以外はシンガポールへの帰国を不可とする。		
ベトナム	入国禁止	3/22から全ての国・地域からの外国人の入国を停止する。(ただし専門家、企業管理者、高技能労働者などは例外あり)※査証が必要。		
フィリピン	入国禁止	日本を含む査証免除対象国からの入国を停止する。3/22より当分の間、在外公館における新規査証発給を停止する。		
インド	入国禁止	3月22日から国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止する。また、全ての国境における人の入国を禁止する。		
インドネシア	入国禁止	外国人によるインドネシア入国およびトランジットを原則禁止する。		
ミャンマー	入国禁止	3月31日から7月31日まで、商用旅客航空便の着陸を禁止する。また、3月19日から陸路での外国人の出入国を禁止する。		
マレーシア	入国禁止	3/18から、全ての観光客及び外国人渡航者の入国を禁止する。(注:出国は可能) ただし、①5月17日から、MM2H(マレーシア・マイ・セカンド・ホーム)査証保有者の入国を許可する。マレーシア入国後、以下の健康検査及び14日間の隔離を経ることが入国の条件となる。ア. 出発前の所定のオンラインフォームの提出 イ. 観光・芸術・文化省からの入国許可の取得 ウ. マレーシア到着前3日以内または到着時のPCR検査結果が陰性であること エ. 自宅での14日間の隔離 オ. 接触者追跡アプリのダウンロード カ. 回復のための活動制限令(RMCO)全規定の遵守 6/1から出国日の3日前までにマレーシア大使館又は高等弁務官事務所に隔離施設滞在費用の支払いに関する協定書を提出し、入国管理局からの承認状を得ることがマレーシア行き航空券搭乗の条件となる。 ②6月10日から、主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人の入国を許可する(いずれも現地駐在者が対象。国籍は問わない。)。6月24日以降、入国の条件は、マレーシア到着前3日以内または到着時のPCR検査結果が陰性であること、入国後14日間の自宅隔離等。 ③6月24日から、留学生(高等教育機関、インターナショナルスクール)及び医療ツーリズム目的の渡航者について、PCR検査結果(出国前または到着時)が陰性であること、接触者追跡アプリのダウンロード、当局への事前登録等を条件に入国を許可する方針。 6/1から出国日の3日前までにマレーシア大使館又は高等弁務官事務所に隔離施設滞在費用の支払いに関する協定書を提出し、入国管理局からの承認状を得ることがマレーシア行き航空券搭乗の条件となる。		
タイ	入国禁止	非常事態宣言により、外国人の入国を原則禁止とする。 例外的に労働許可証を有する外国人、外交団、国際機関の職員、政府の代表等に限り、健康証明書(出発の72時間以内に発行されたもの)及び出発地のタイ大使館/総領事館が発行するレター(労働許可証を有する外国人の場合のみ)の提示があれば、入国は可能となる。 例外的に入国した者(労働許可証を有する外国人等)に対し、入国時に発熱及び呼吸器症状が確認された場合は、ウイルス検査を実施する。入国時の検査で陽性の場合は、タイの医療機関で隔離・入院治療の措置をとる。 陰性の場合、入国後14日間の自己観察と自宅待機を求める。		

主な空港・エアラインの感染拡大防止への取り組み(各ホームページをご参照ください)

関西空港	新型コロナウイルス感染症対策 https://www.kansai-airport.or.jp/notices/covid-19
成田空港	新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について https://www.narita-airport.jp/jp/news/20200117
羽田空港	新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について https://tokyo-haneda.com/site_resource/information/pdf/000007262.pdf
JAL	新型コロナウイルスに関するJALグループの対応 https://www.jal.co.jp/ja/ja/info/2020/other/covid19center/index.html
ANA	新型コロナウイルス感染拡大の予防に関する取り組み https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200502/#anchor005
デルタ航空	安全なご旅行のための基準を設定 https://ja.delta.com/us/ja/travel-update-center/ways-we-are-keeping-you-safe/setting-the-standard-for-safer-travel
海外の航空会社では航空機利用時におけるマスク着用義務がある場合がございます。	
※参考※	機内の空気が入れ替わる速さは、3～4分程でオフィスビルや列車よりも優れています。これは病院の手術室に匹敵します。 (通常、部屋の空気が入れ替わるのに窓を全開して10～15分かかります) また機内で循環する空気を清潔に保つため、空気中のあらゆる塵、ウイルス、真菌、バクテリアを99.997%除去する超微細フィルター(HEPA)が装備されています。 ※HEPA・・・High-Efficiency Particulate Air Filter、0.3μmのサイズの粒子に関して99.97%以上の粒子を捕集